

全中連 ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL03(5651)7301 FAX03(6262)7494

○〒103-0015 東京都中央区日本橋3-14-1 新々会館 9階
○ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>>

事業を積極的に展開して会員へのサポート体制を強化 令和7年度全中連社員総会開催

5月30日（金）、東京都中央区のロイヤルパークホテルにおいて令和7年度の定時社員総会が開催されました。

最初に「全中連模範的な優秀技能者」の表彰式が行われ、3名の方に上田会長より表彰状が授与されました。続いて審議では定款の改正と令和6年度事業報告、収支決算、同監査報告、理事の選任など、上程された6議案は原案通り承認されました。



令和7年度の事業計画では、外国人技能者支援事業を軸に、建設キャリアアップシステム代理登録申請、全中連トータルサポートプランをはじめとする各種補償制度の更なる推進、事業利用希望者への速やかな対応と積極的な情報の提供を引き続き行います。また、近年深刻化している建設業の担い手不足について、新たな経営支援策に取り組むとともに労務安全分野においても新たな会員サポート体制を強化します。また事務所の移転を9月1日に行う予定です。

令和7年度の取組み事業について

- (1) 外国人技能者支援事業の推進
- (2) 建設キャリアアップシステムにおける事業者、技能者代理登録の推進
- (3) 全中連トータルサポートプラン及び所得補償サポートプランの普及
- (4) 全中連総合補償制度の普及
- (5) 労務安全等に関する啓発・教育講習等の実施
 - ・石綿取扱作業従事者特別教育
 - ・建築物石綿含有建材調査者講習（一般）
 - ・足場の組立等従事者特別教育
 - ・フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
 - ・職長・安全衛生責任者教育
- (6) 建設人材不足の対策事業
- (7) 建設国保の母体組織としての加入促進・連携の強化
- (8) 財政基盤の確立・組織拡充に関する活動
- (9) 国土交通省の政策等に関わる課題等への取組み・検討
- (10) 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会に係る対応
- (11) 国土交通省等への陳情活動
- (12) 日本行政書士会連合会との連携強化
- (13) 表彰規程に基づく模範的な優秀技能者表彰の実施
- (14) 表彰規程に基づく模範的な青年優秀技能者表彰の実施
- (15) 広報関連（全中連ニュースの発行及びホームページの充実）

全中連模範的な優秀技能者表彰行われる

令和7年度定時社員総会において会長表彰である「全中連模範的な優秀技能者」の表彰式が行われ、受賞者3名の所属する団体代表者が代理として上田会長から表彰状を受け取りました。

■被表彰者

北 登志幸 氏 （一般社団法人 北陸建設業協会）

森 正 二 氏 （三重県建築業組合連合会）

森 学 氏 （三重県建築業組合連合会）



■模範的な優秀技能者表彰の目的

長年にわたり建設工事業に携わり、技能向上、無事故施工、後進の指導・育成等に積極的に貢献されてきた方を表彰し、技能者各位の地位の向上を目指すことを目的に実施される全中連の会長表彰制度。

■模範的な優秀技能者表彰の基準

模範的な優秀技能者の表彰は、次の各号すべてを満たすものについて行う。

- ① 技能士、施工管理技士または建築士を有している。
- ② 建設技能者として20年以上の実務経験を有する。
- ③ 人物的に優れており、他の模範と認められる。

JAC 第3回事務局長等会議開催される

建設技能人材機構（JAC）の第3回事務局長等会議が4月22日（火）、東京都港区のトラストシティ・カンファレンス神谷町で開催されました。

令和7年度の事業計画は6年度に引き続き、特定技能1号・2号評価試験、適正就労管理、広報活動などの事業に取り組みます。これらに加え、令和9年度予定の育成就労制度の施行に伴い、育成就労制度と特定技能制度の一体的運用が進められることも見据えつつ、特定技能外国人が中長期的に活躍できるキャリアパスの構築支援を図るため、以下の3つの方針を発表しました。



① 2号移行も見据えた1号特定技能外国人等のスキルアップ支援

日本語講座、専門スキルアップ研修、母国語安全衛生教育などによる技術支援やスキルアップ意欲喚起につながるインセンティブの付与などを行います。 無料母国語教育についても科目を追加して受講枠の拡大に取り組みます。

② 海外における建設業務説明会・スキルアップ研修の充実

海外現地（インドネシア・ベトナム等）におけるJACと正会員団体との連携による効果的な建設業務説明会・スキルアップ研修を展開をします。

③ 特定技能外国人にとって働きやすい職場作り支援

一時期帰国支援制度、補償制度等の受入企業・外国人等のニーズを踏まえた更なる充実化を図ります。

JAC「資格取得等奨励金制度」を創設

建設技能人材機構（JAC）は、新たな取組として「資格取得等奨励金制度」を創設しました。外国人技能者が「2号評価試験」または建設分野における「技能検定1級」に合格した場合、該当する外国人本人と、その技能者を受入れている建設会社の双方にそれぞれ10万円の奨励金を支給するというものです。

この制度創設の背景には、2027年度に予定されている「育成就労制度」の施行および「特定技能制度」との一体的な運用開始を見据えた取組みがあります。これらの制度の円滑な運用に向け、特定技能外国人が日本国内でより長期にわたり、安定して働くことが出来る環境を整備することが重要です。そのため、建設キャリアアップシステムにおける就業履歴の蓄積を促進し、同時に外国人技能者のスキル向上への意欲を高めるためのインセンティブとして、この奨励金制度を導入することが決定されました。

本制度は2019年4月1日以降に評価試験や技能検定に合格した外国人技能者に対して、遡って適用されます対象はすべての1号特定技能外国人について、受入負担金を適切に支払っている企業です。

外国人技術者の採用・定着ハンドブック公表 国交省

国土交通省は、中堅中小建設企業の経営者・実務担当者のための「外国人建設技術者の採用・定着に向けたハンドブック」を制作しました。ハンドブックでは外国人建設技術者を受入れる際に企業が行うべき採用準備、受入環境整備、定着に向けた取組等について解説し、現在外国人建設技術者を受入れている企業の様々な事例も紹介しています。巻末には参考資料として、在留資格申請の手続きや、外国人が入国してからの生活支援などの情報、主要送出し国の基礎情報なども掲載しています。

また紹介セミナーの動画も公開しています。これから外国人技術者の採用検討を開始する企業から既に採用済みの企業まで幅広く参考となる内容です。



ハンドブックは国交省ホームページよりご参照下さい。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001881761.pdf

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

※詳しくは組合ホームページをご覧ください <https://www.kensetsukokuho.or.jp/>

組合のホームページで保険料の試算ができます



全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

建設業許可業者数2年連続増加 新規1.6万業者

国土交通省が発表した2024年度末の建設業許可業者数調査結果によると、建設業許可業者数は前年同月比で4,317業者増え48万3700業者となりました。2022年度に一旦減少しましたが2年連続で増加しています。一方、ピーク時の2000年と比較すると11万7280業者の減少となっています。新規に取得した業者は1万6164業者で前年同月比103業者の減少です。2024年度中に失効した業者は1万1847業者となっています。

業種別で多かったのは、「とび・土工工事業」が18万3700業者（構成比38.0%）、「建築工事業」が14万3593業者（同29.7%）、「土木工事業」13万1889業者（同27.3%）の順でした。前年と比べて取得業者数が増加したのは、「とび・土工工事業」（2,466業者・1.4%増）、次いで「解体工事業」（2,424業者・3.6%増）、減少したのは「建築工事業」（646業者・0.4%減）、造園工事業（87業者・0.4%減）などでした。

CCUS登録技能者162万人に 新規登録現場が急増

建設振興基金が発表した「建設キャリアアップシステム（CCUS）の運営状況」によると、2024年度末時点の登録状況は、技能者が162万6545人、一人親方を含めた事業者が29万413社となりました。24年度の新規登録現場数は13万8838箇所、前年の5万4284箇所と比べて大きく伸びました。

2025年度の目標では、技能者新規登録20万人、事業者新規登録1万5000社を掲げています。事業者及び技能者の登録については、地域や職種、資本金規模により登録率に差が生じていることから、①公共工事でCCUSのインセンティブ措置の導入が遅れている地域、②技能者・事業者登録率の低い設備・住宅などの職種、③資本金規模1,000～5,000万の事業者に対し、重点的に登録を働きかけるとしています。

登録技能者、事業者を増やす施策として、CCUS登録・利用にかかる助成金の活用、CCUS認定アドバイザーの活用による相談から登録・運用までのワンストップサポート、AIチャットボットの活用とFAQの充実による疑問の解消などを実施します。

建キャリ デモサイトを公開

建設業振興基金はCCUS技能登録者向けのスマートフォンアプリ「建キャリ」のウェブサイトを開設しました。CCUS技能登録者に限らず誰でもアクセス可能で、建キャリが提供する様々なサービスを体験できます。建キャリは日本初の業界横断的な技能者向けスマートフォンアプリで、300万人ともいわれる建設技能者共通のアプリを目指しています。

スマホでQRコードを読み込むとデモ用サイトのログイン画面にアクセスできます。ここでは架空の技能者情報が登録されており、就業履歴の一覧や保有資格の取得状況、建退共掛金の積立状況などの確認ができます。また仕事に役立つコラムの試し読みも出来ます。

パソコンで見る場合には以下のURLを入力してください。

<https://demo-ccus.monsters.tokyo/auth/signin>

iPhone



Android



厚生労働省 熱中症予防の体制整備義務化へ

厚生労働省は、猛暑による労働災害の増加を受け、建設業など屋外作業を行う業種における熱中症対策を法的に義務化する方針を示しました。今年6月の労働安全衛生規則の改正省令により、熱中症予防のための体制整備が事業者課され、違反があった場合には罰則も適用されますので、業界全体に対策の徹底が求められます。

その背景としては2024年、職場での熱中症による死傷者数は1,200人近くに上り、そのうち30人が死亡している統計が出ています。これは他の労働災害に比べて死亡率が約5～6倍高く、とくに建設現場での被害が深刻で、現場で働く高齢作業員の増加もリスクを高めており、厚生労働省は抜本的な制度的対策の必要性を強調しています。

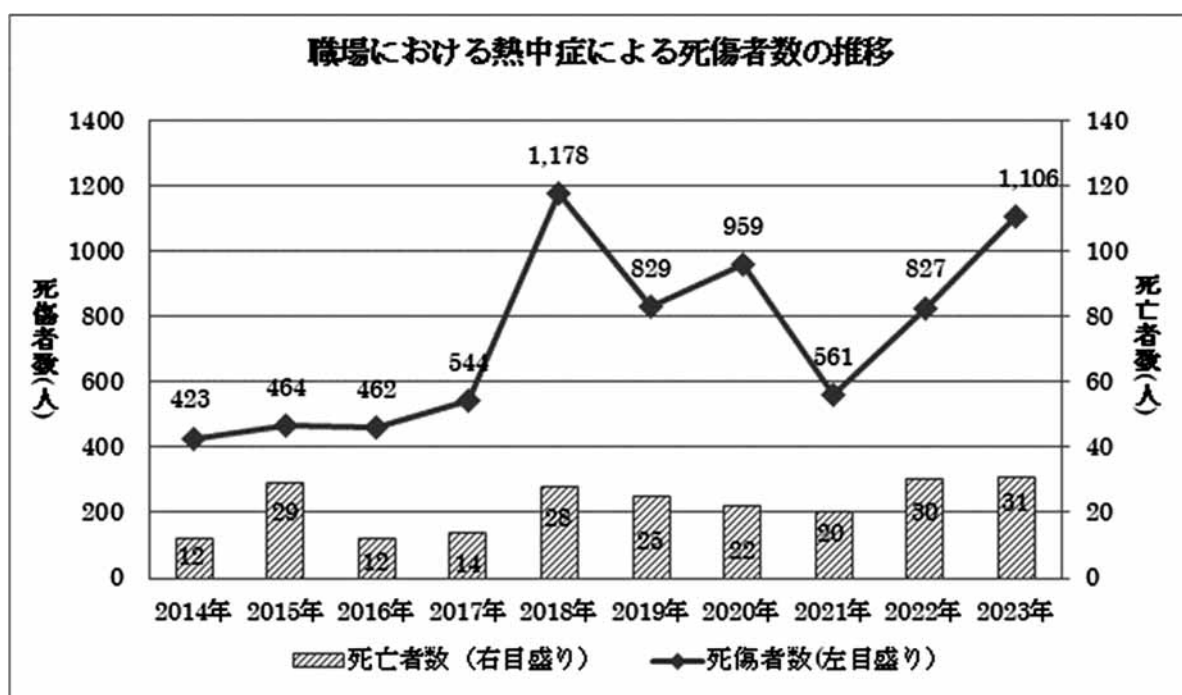
新たに義務付けられる対策として、(1) 熱中症の自覚症状や疑いのある人がいた場合、報告するための連絡先や担当者を事業所ごとに定める、(2) 作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じた医師の処置や診察など症状の悪化防止に必要な内容や手順を事業所ごとに定める、(3) 対策の内容を労働者に周知する、の3つが挙げられます。

これらの対策は暑さ指数(WBGT)28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超える作業を行う場合に義務付けられます。違反した場合、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。

熱中症による死亡災害の原因の多くは初期症状の放置や対応の遅れにあります。現場において死亡に至らせないための適切な対策の実施が必要です。対策の一環として、作業員自身の体調管理や異常の早期発見を目的とした教育・訓練の実施も求められます。例えば、熱中症の初期症状や重症化のサインを共有する研修や、定期的な水分補給や休憩のタイミングを管理する仕組みの導入などが推奨されています。

建設業界をはじめとする屋外労働の現場では、暑さによるリスクは年々深刻さを増しています。今回の制度改正を単なる“ルールの追加”と捉えるのではなく、現場の安全を根本から見直す機会として活用することが、今後の持続可能な労働環境づくりにとって重要になります。

政府は今後も、気候変動の進行とともに増加が予想される熱中症災害への対応を強化していく方針で、今回の規則改正はその第一歩と位置づけられています。現場で働くすべての人々の命と健康を守るため、制度の運用とあわせて現場の意識改革と継続的な改善が求められています。



育成就労制度 27年4月から運用予定

政府は外国人材の新たな在留資格「育成就労制度」について関係法令の施行日を2027年4月1日に定めて運用を開始する方針です。出入国在留管理庁と厚生労働省が育成就労法のルールを整備する主務省令案を公表し、意見募集を開始しました。政府全体の基本方針や主務省令が示されたことから、建設分野を所管する国土交通省でも建設業団体や有識者などで構成する分野別運用方針の検討会が動き出すことになります。

育成就労制度を定めた改正入管法・育成就労法は24年6月に成立し、公布から3年以内としていた施行日が明確化しました。省令案では育成就労計画の規定として、①制度の目標と内容の基準、②企業の受入体制や設備、③受入れた外国人の待遇の基準、④企業ごとの受入人数枠などを記載しました。

技能実習で原則禁止としていた本人意向による転籍を認める期間は、1年以上2年以下の範囲内で分野別運用方針で定めることになります。ただし受入企業に在籍する育成就労外国人に占める転籍者の割合は3分の1以下に制限されます。転籍者が都市部に過度に集中することを防止するルールも設定されます。告示で都市部の指定区域を定めた上で、指定区域以外から受入れが可能な転籍者の割合を6分の1以下とすることを明記しました。転籍元が負担した初期費用の一部について正当な補償が受けられ、転籍先との紛争を防止するルールも明確化しました。

育成就労制度は、外国人材の適正な育成と長期活用を見据えた新制度です。建設会社にとっては法令遵守はもちろん、教育・生活支援・就労環境の整備など、多角的な体制整備が必要不可欠です。制度を理解し、受入体制の早期整備に努めることが必要になります。

25年度建設投資見通し 1.3%増の見通し

建設経済研究所と経済調査会が発表した建設経済モデルによると、2025年度の建設投資額（名目）は前年度比1.3%増の74兆9300億円となる見通しで2年連続の増加となり、建設市場は引続き堅調な動きを維持する見込みです。

■ 公共投資は安定、民間投資も堅調

政府建設投資は、国・地方ともに公共事業費が底堅く、前年度比1.6%増の24兆500億円と予測されています。防災・減災、インフラ老朽化対策などが引き続き重点分野となります。

一方、民間部門では、住宅投資が同2.7%増の17兆4200億円と見込まれ、価格上昇が投資額を押し上げています。住宅着工戸数は引続き減少傾向にあるものの、分譲マンション等の需要が下支えしています。また、民間非住宅投資も3.7%増と堅調。企業の設備投資意欲は高く、物流施設や商業施設、再開発事業が活発化しています。

■ 経済環境とコスト面の影響も注視

為替の円高傾向や原油価格の下落など、資材コストには一定の落ち着きが見られる一方で、労務費や建設資材価格の高止まりが依然として事業コストに影響を及ぼしています。

また、日本銀行の利上げによる資金調達コスト上昇や、住宅ローン金利の動向にも要注意としています。

■ 今後の展望

経済全体としては雇用・所得環境が改善する中で、前年度からの緩やかな景気回復が続くと予測されています。しかし、物価上昇の継続により個人消費に及ぼす影響や、アメリカの今後の政策動向による影響が景気を下押しするリスクとなることや、国内の追加金利引き上げにも十分注意が必要であるとしています。

JAC受入支援サービスのご紹介 Series.2

建設技能人材機構（JAC）では外国人の方々が建設業界で活躍できるよう、各種の支援サービスを行っていますので紹介します。但し、お申込みをされる会社は、所属するすべての特定技能外国人の受入負担金をお支払いしている必要があります。

■無料で学べる「JAC技能講習」

JACでは、登録教育機関の協力を得て特定技能外国人などに母国語による技能講習の受講を支援しています。

●JACが支援する5つの技能講習

- ・車両系建設機械（整地、運搬、積込用及び掘削用）運転技能講習
- ・玉掛け技能講習（1t以上） ・小型移動式クレーン運転技能講習（5t未満）
- ・フォークリフト運転技能講習 ・高所作業者運転講習（10m以上）

●受講要件

- ・就業中の特定技能1号の外国人
- ・上記外国人と同一企業に就業中で、特定技能1号に移行する意志のある技能実習生

●お問合せ先

- ・JAC安全衛生教育ホール 平日9時00分～17時30分（年末年始除く）
- ・フリーダイヤル：0120-36-5378
- ・ホームページ：<https://anzen.jac-skill.or.jp/ginou/>
- ・メールアドレス：anzen@jac-skill.or.jp

■無料で学べる「JAC日本語講座」

JACでは無料の日本語講座を提供しています。受講者のニーズやレベルに合わせて、スマホアプリで学べるものから対面授業まで、ラインナップの中から好みのコースを選ぶことができます。専門の教育チームが常にサポートし、学習の進捗をモニタリングするので、途中で辞めることなく続けることができます。

●対象者

- ・建設工事を営む企業で就業中の「在留資格：特定技能1号」の外国人（一時帰国後も同一受入企業で就労を継続していること）
- ・上記の外国人と同一企業に就業中で特定技能1号に移行する意志のある技能実習生

●お問合せ先

- ・JAC日本語講座専用窓口：平日9時00分～17時30分（年末年始除く）
- ・フリーダイヤル：0120-220-353
- ・ホームページ：<https://jac-skill.or.jp/support-service/japanese-language-course.php>
- ・メールアドレス：nippongo@jac-skill.or.jp

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

実施期間 令和7年5月1日～令和7年9月30日

◆7月は重点取組期間◆

厚生労働省は「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策に取組みます。

熱中症は初期症状・対応の遅れによって重篤化します。対策を講じれば防げる災害ですから、早期発見、作業からの離脱、身体冷却、医療機関への搬送などの対策に努めましょう。



特定技能外国人受入のご相談は各都道府県の行政書士会へ

特定技能外国人受入に関し、在留資格の取得・更新や受入計画の申請代行、またこれらに伴う種々の相談などについては専門家である行政書士に依頼してください。なお、行政書士が見つからない場合は下記に掲載しております各都道府県の行政書士会に直接お問合せください。

47都道府県行政書士会 連絡先(電話番号)			
北海道行政書士会	011-221-1221	滋賀県行政書士会	077-525-0360
青森県行政書士会	017-742-1128	京都府行政書士会	075-692-2500
岩手県行政書士会	019-623-1555	大阪府行政書士会	06-6943-7501
宮城県行政書士会	022-353-7213	兵庫県行政書士会	078-371-6361
秋田県行政書士会	018-864-3098	奈良県行政書士会	0742-95-5400
山形県行政書士会	023-642-5487	和歌山県行政書士会	073-432-9775
福島県行政書士会	024-973-7161	鳥取県行政書士会	0857-24-2744
茨城県行政書士会	029-305-3731	島根県行政書士会	0852-21-0670
栃木県行政書士会	028-635-1411	岡山県行政書士会	086-222-9111
群馬県行政書士会	027-234-3677	広島県行政書士会	082-249-2480
埼玉県行政書士会	048-833-0900	山口県行政書士会	083-924-5059
千葉県行政書士会	043-227-8009	徳島県行政書士会	088-679-4440
東京都行政書士会	03-3477-2881	香川県行政書士会	087-866-1121
神奈川県行政書士会	045-641-0739	愛媛県行政書士会	089-946-1444
新潟県行政書士会	025-255-5225	高知県行政書士会	088-802-2343
富山県行政書士会	076-431-1526	福岡県行政書士会	092-641-2501
石川県行政書士会	076-268-9555	佐賀県行政書士会	0952-36-6051
福井県行政書士会	0776-27-7165	長崎県行政書士会	095-826-5452
山梨県行政書士会	055-237-2601	熊本県行政書士会	096-385-7300
長野県行政書士会	026-224-1300	大分県行政書士会	097-537-7089
岐阜県行政書士会	058-263-6580	宮崎県行政書士会	0985-24-4356
静岡県行政書士会	054-254-3003	鹿児島県行政書士会	099-253-6500
愛知県行政書士会	052-931-4068	沖縄県行政書士会	098-870-1488
三重県行政書士会	059-226-3137		

お知らせ

次の期間、夏季休業となります。 令和7年8月12日(火)～令和7年8月15日(金)